

群馬県林地開発許可申請要領（令和 7 年 1 1 月 1 日改正）

1 申請書類及び添付図書の作成

(1) 申請に必要な図書の種類及び記載方法は別に定めるとおり。

(2) 書類の製本

ア 規格

A 4 版仕上げ

イ 綴込順序

表紙、目録、林地開発許可申請書、地番明細表、開発行為に関する計画書、その他の添付書類、位置図、区域図、土地利用規制・現況図、公図・造成計画平面図複合図、流域現況図、その他の設計図の順。

(3) 開発行為の計画、設計に当たっては、群馬県林地開発許可技術指針に掲げた事項が具備されていること。

2 申請書の提出先

(1) 開発行為に係る森林の土地を管轄する環境森林事務所又は森林事務所

(2) 開発行為に係る森林が 2 以上の環境森林事務所又は森林事務所の管轄にまたがる場合は、開発行為に係る森林の面積が大きい方の事務所へ提出すること。

(群馬県林地開発許可申請要領)

I 申請に必要とする書類

○印：必要とする書類 △印：変更内容により必要とする書類

申請書 目次	書類名	様式	許可申請	変更許可 申請	変更届	備考
1	林地開発許可申請書	別途定める	○			・森林法施行規則の規定に基づき申請書の様式を定める件
	林地開発変更許可申請書	同上		○		・群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則
	林地開発計画変更届出書	同上			○	同上
	林地開発変更経緯表	同上		○	○	・林地開発変更許可申請書及び林地開発計画変更届出書に添付する。
2	地番明細表	第 1 号	○	△	△	・変更許可申請又は変更届において、記載事項に変更のない場合は、省略することができる。 ・各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の 2 段書きとする。
3	開発行為に関する計画書（1）	第 2-1 号	○	○	○	各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の 2 段書きとする。
	開発行為に関する計画書（2）	第 2-2 号	○	○	○	同上
4	工程表	第 3 号	○	○	○	同上
5	申請書の信用及び資力に関する書類		○	△	△	・許可を受けようとする者（特殊法人登記令（昭和 39 年政令第 28 号）第 1 条の特殊法人を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記簿の謄本及び定款、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類。個人である場合には住民票等。 ・自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類。 ・貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料。 ・納税証明書。 ・事業経歴書。
	保証書又は工事誓約書	第 4 号又は第 5 号	○	○	△	・土石等の採掘の場合にあっては保証書、その他の開発行為にあっては工事誓約書。

○印：必要とする書類 △印：変更内容により必要とする書類

申請書 目次	書類名	様式	許可申請	変更許可 申請	変更届	備 考
6	防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類		○	△	△	林地開発許可申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関する書類を添付すること。 ・建設業法許可書（土木工事業）。 ・事業経歴書。 ・預金残高証明書。 ・納税証明書。 ・事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）。 ・林地開発に係る施工実績を示す書類。 （監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。）
7	他法令の許認可申請又は許認可書の写し		○	△	△	・開発事業の実施について法令の規定による許可等を必要とするもので、当該許可等がなされているものにあつては、当該許可等を証する書類又は申請中のものにあつては当該申請書の写し。
	地域住民又は市町村の長との協定に関する書類		○	△		・環境保全、災害の防止等に関して地域住民又は市町村の長と協定したものにあっては、その内容を記載した書類。 ・公共施設及び公益的施設の設置又は当該施設の維持管理について、関係機関との協議をしたものにあっては、その内容を記載した書類。
8	残置森林等の保全に関する協定の締結について	第6号	○	△		・変更許可申請において、開発行為をしようとする森林に変更のない場合は、省略することができる。
	残置森林等の保全に関する協定書	第7-1号 第7-2号	○	△		・残置し又は造成する森林（緑地）について、地方公共団体と締結した保全に関する協定書。（開発行為の目的が土石等の採掘のみである場合を除く全ての場合）

○印：必要とする書類 △印：変更内容により必要とする書類

申請書 目次	書類名	様式	許可申請	変更許可 申請	変更届	備 考
9	当該開発行為により影響を受ける者の同意書	第8-1号 第8-2号 第8-3号	○	△		・当該開発行為により影響を受けることとなる地区代表者の同意を証する書類。 ・当該開発行為により影響を受けることとなる水利権者のいる場合には、その同意を証する書類。 ・排水等を河川等に放流しようとする者にあつては、当該河川等の管理者及び関係水利権者等の同意を証する書類。 ・同意した日から（同意書の日付から）概ね3ヶ月程度の同意書とする。
10	土地所有者等関係権利者の同意書	第9号	○	△	△	開発行為をしようとする森林の区域に含まれる土地又は建築物の権利を有する者の同意を得ていることを証する書類。 注）・上記の書類は、土地登記簿謄本、売買又は賃貸借契約書、同意書等をいう。 ・同意を得る権利とは、所有権、地上権、賃借権、永小作権、地役権、入会権、採石権、鉱業権、抵当権等をいう。 変更時において、事業区域が増となる場合、上記の書類を添付する。 ・同意した日から（同意書の日付から）概ね3ヶ月程度の同意書とする。
	隣接土地所有者の同意書	第10号	○	△	△	・開発行為に係る森林の端部から20m以内にある事業区域外の土地の権利者の同意を得ていることを証する書類。 ・同意した日から（同意書の日付から）概ね3ヶ月程度の同意書とする。
11	各構造物の安定計算書、土量計算書及び調査試験報告書等		○	△	△	・安定計算等に適用する諸基準は、群馬県土木工事標準仕様書で示された基準とし、適用した基準を安定計算書に明示する。

(群馬県林地開発許可申請要領)

Ⅱ 申請に必要とする図面

○印：必要とする書類 △印：変更内容により必要とする書類

○共通添付図面

申請書 目次	図 面 名 称	記載方法 番 号	許可申請	変更許可 申 請	変更届	備考
1 1 - 1	位置図	1	○			
- 2	区域図	2	○	△	△	事業区域に変更があった場合必要
- 3	土地利用規制・現況図	3	○	△	△	同上
- 4	公図・造成計画平面図 複合図	4	○	△	△	
- 5	流域現況図	5	○	△		流域が変わる場合必要
- 6	新旧対照造成計画平面図			○	○	変更後の造成計画平面図に新たに開発行為に係る森林となった部分を赤色、新たに残置森林となった部分を緑色で彩色する。

○別荘地、宿泊施設・レジャー施設、工場・事業場及び住宅団地等設計図

1 2	造成計画平面図	1	○	○	○	
1 3	造成計画断面図	2	○	△	△	
1 4 - 1	道路計画平面図	3	○	△	△	
- 2	道路縦断面図	4	○	△	△	
- 3	道路横断面図	5	○	△	△	
- 4	道路構造物詳細図	6	○	△	△	
1 5 - 1	防災計画図	7	○	○	○	
- 2	防災施設の詳細図	8	○	△	△	
1 6 - 1	排水施設計画平面図	9	○	△	△	
- 2	排水施設の詳細図	1 0	○	△	△	
1 7	空中写真	1 1	○	○	○	

○太陽光発電設備、ゴルフ場

○印：必要とする書類 △印：変更内容により必要とする書類

申請書 目次	図 面 名 称	記載方法 番 号	許可申請	変更許可申 請	変更届	備考
1 2	造成計画平面図	1	○	○	○	
1 3	造成計画断面図	2	○	○	△	横断面は変更のないコースについては省略することができる。
1 4	切盛土計画平面図	3	○	○	△	
1 5 - 1	道路計画平面図	4	○	△	△	
- 2	道路縦断面図	5	○	△	△	
- 3	道路横断面図	6	○	△	△	
- 4	道路構造物詳細図	7	○	△	△	
1 6 - 1	防災計画図	8	○	○	○	
- 2	防災施設の詳細図	9	○	△	△	
1 7 - 1	排水施設計画平面図	1 0	○	△	△	
- 2	排水施設の詳細図	1 1	○	△	△	
1 8	空中写真	1 2	○	○	○	

○土石等の採掘

1 2	採掘計画平面図	1	○	○	○	
1 3	縦断面図	2	○	○	○	
1 4	横断面図	3	○	○	○	
1 5	災害防止に必要な施設計画図	4	○	○	○	
1 6	土捨場図面	5	○	△	△	
1 7	緑化・植栽仕様図	6	○	○	△	
1 8	現場写真	7	○	○	○	
1 9	採掘跡地利用計画平面図	8	○	○	○	

○共通添付図面

1 位置図（縮尺：50,000 分の 1 以上）

- (1) 開発区域の位置を赤色で明示する。
- (2) 開発区域（森林及び森林以外の土地を含む開発事業区域）の所在する市町村（全域）の境界を濃青色で明示する。
- (3) 原則として、国土地理院発行の市販の図面を使用する。
- (4) 市町村役場の位置を赤色で明示する。

2 区域図（縮尺：5,000 分の 1 以上）

開発区域及び周辺の地形、土地利用区分、人家又は公共施設の位置を明示する。

- (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
- (2) 開発行為に係る森林の土地の区域の境界を茶色で明示する。
- (3) 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。）を緑色で明示する。
- (4) 市町村界、市町村の町又は字の境界、それらの区域に係る土地の地番を明示する。
- (5) 道路、溪流、公共的施設等の名称を記載する。
- (6) 開発区域及びその周辺に水源のある場合、その位置を（水）印（水色）で明示する。
- (7) 作成年月日を記入する。（航空写真図化の場合は、その撮影年月日）

3 土地利用規制・現況図（縮尺：5,000 分の 1 以上）

- (1) 開発区域及びその周辺の次の事項について調査を行い、図面に彩色し凡例をつける。

・規制区域の名称

地すべり等防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、災害危険区域、宅地造成工事規制区域、保安林、保安施設地区、農用地区域、農用地区域以外の農地、採草放牧地、林業経営地区（公共投資をした土地）、文化財保護地区（国、県、市町村文化指定地域、埋蔵文化財包蔵地）、自然環境保全地域、自然公園地域、鳥獣保護地区、風致地区等。

- (2) 開発行為をしようとする森林の区域の森林について、人工林、天然林、竹林、無立木地及び針葉樹、広葉樹別の区分を明示する。
- (3) (1)の森林のうち若齢林（15年生以下）を明示する。ただし、工場・事業場の設置、住宅団地の造成、及び土石等の採掘の場合は除く。

4 公図・造成計画平面図複合図（造成計画平面図と同縮尺）

- (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
- (2) 大字及び字名を記載し、その境界を明示する。
- (3) 開発区域及びその周辺における国、県、市町村道、河川、林道、認定外道水路を次表により彩色し凡例をつけること。
なお、造成計画平面図に記載された事項が見やすいように彩色するものとする。

公共施設	国・県道		桃 色
	市町村道		茶 色
	河川		水 色
	林道		紫 色
	公図上 (認定外)	道 路	赤 色
		水 路	青 色
	上記以外の道路		黒 色
公益的施設	〇〇〇〇		黄 色
地 目	農地		橙 色
	山林		緑 色
	原野		黄緑色
	公有地		朱 色

5 流域現況図（25,000 分の 1）

- (1) 土地利用区分（森林、耕地、裸地等）ごとに彩色する。
- (2) 流域の地形、河川の位置を明示する。
- (3) 開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置を明示する。

- 1 造成計画平面図（縮尺：1,000 分の 1 以上）
 - (1) 開発区域の境界を赤色で、開発行為に係る森林の区域の境界を茶色で明示する。
 - (2) 次の事項を色分けして凡例をつけること。
道路、擁壁、石積、堰堤、公園、管理事務所、駐車場、汚水処理場、プール、テニスコート、残置森林、造成森林、緑地等。
 - (3) 河川名、溪流名を記入する。
 - (4) 各縦断面図の位置を明記する。
- 2 造成計画断面図（縮尺：1,000 分の 1 以上）
 - (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
 - (2) 残置森林及び造成森林を明示する。
 - (3) 各断面の縦断面図（縦 200 分の 1、横 1,000 分の 1）に測点、距離、通加距離、地盤高、計画高、切土高、盛土高、勾配を明記する。
- 3 道路計画平面図（縮尺：1,000 分の 1 以上）

次の事項を記載する。

計画道路の中心線、I P 及びその曲線に関する諸数値、各種構造物の位置、凡例等。
- 4 道路縦断面図（縮尺：縦 100 分の 1、横 1,000 分の 1）

次の事項を記載する。

測点、距離、通加距離、地盤高、計画高、切取盛高量、勾配、縦断曲線に関する諸数値、各種構造物の名称及び形状寸法とその数値。
- 5 道路横断面図（縮尺：100 分の 1 以上）
 - (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
 - (2) 次の事項を記載する。
中心線及び地盤線、施工基面、路幅、側溝及び土工の法、擁壁及びブロック積の形状。
 - (3) 残置森林及び造成森林について明示する。
 - (4) 標準横断面図に舗装構成及び構造物、切土、盛土部の勾配を明示する。
- 6 道路構造物詳細図（縮尺：50 分の 1 以上 20 分の 1 以下）

正面図、側面図を作成する。
- 7 防災計画図（造成計画平面図と同縮尺）
 - (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
 - (2) 各防災施設の開発前、開発後の集水区域を明示するとともに各区域の面積、許容放流量等を記載する。
 - (3) 計画図に堰堤、沈砂池、貯水池、調整池等を明示し凡例をつける。
- 8 防災施設の詳細図（縮尺：任意）
 - (1) 沈砂池、貯水池、調整池等の各施設について、平面図、正面図及び側面図を作成する。
 - (2) (1)以外の各施設については正面図、側面図を作成する。
 - (3) 切土、盛土の各最大部について横断面図を作成する。
- 9 排水施設計画平面図（造成計画平面図と同縮尺）
 - (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
 - (2) 各排水施設構造物を明記するとともに数量及び構造を記載する。
 - (3) 集水区域を明記するとともに各区域の面積、流量、洪水量等を記載する。
 - (4) 下流河川までの改修計画のある場合、それを明記するとともに数量及び構造を記載する。
 - (5) 汚水処理場、ポンプ場の位置を明示し凡例をつける。
- 10 排水施設の詳細図（縮尺：50 分の 1 以上 20 分の 1 以下）

排水施設の呑口、吐口の詳細図及び既設河川への取付詳細図。
- 11 空中写真
開発区域の境界、撮影年月日及び縮尺を明記する。

○ゴルフ場

- 1 造成計画平面図（縮尺：2,500 分の 1 以上）
 - (1) 開発区域の境界を赤色で、開発行為に係る森林の区域の境界を茶色で明示する。
 - (2) 次の事項を色分けして凡例をつけること。
コースレイアウト、道路、擁壁、石積、堰堤、避難小屋、クラブハウス、駐車場、沈砂池、貯水池、調節池、残置森林、造成森林等。
 - (3) 河川名、溪流名を記入する。
 - (4) 造成計画断面図の測定位置を明記する。
- 2 造成計画断面図（縮尺：1,000 分の 1 以上）
 - (1) 測点間隔は各ホールごとに 20m を原則とする。
 - (2) 開発区域の境界を赤色で、開発行為に係る森林の区域の境界を茶色で明示する。
 - (3) 残置森林及び造成森林を明示する。
 - (4) 各ホールごとの縦断面図（縦 200 分の 1、横 1,000 分の 1）に測点、距離、通加距離、地盤高、計画高、切土高、盛土高、勾配を明記する。
 - (5) 横断面図は、縦横 500 分の 1 にて隣接したコースを明記するとともに残置森林及び造成森林を明示する。
- 3 切盛土計画平面図（造成計画平面図と同縮尺）

切土（黄色）、盛土（赤色）の施工区域を着色するとともに土量及び土の運搬方向を明示する。
- 4 道路計画平面図（縮尺：1,000 分の 1 以上）

次の事項を記載する。
計画道路の中心線、I P 及びその曲線に関する諸数値、BM の位置及びその数値、各種構造物の位置、凡例等。
- 5 道路縦断面図（縮尺：縦 100 分の 1、横 1,000 分の 1）

次の事項を記載する。
測点、距離、通加距離、地盤高、計画高、切取盛土高、勾配、縦断曲線に関する諸数値、各種構造物の名称及び形状寸法とその数値。
- 6 道路横断面図（縮尺：100 分の 1 以上）
 - (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
 - (2) 次の事項を記載する。
中心線及び地盤線、施工基面、路幅、側溝及び土工の法、擁壁及びブロック積の形状。
 - (3) 残置森林及び造成森林について明示する。
 - (4) 標準横断面図に舗装構成及び構造物、切土、盛土部の勾配を明示する。
- 7 道路構造物詳細図（縮尺：20 分の 1 以上）

正面図、側面図を作成する。
- 8 防災計画図（造成計画平面図と同縮尺）
 - (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
 - (2) 各防災施設の開発前、開発後の集水区域を明示するとともに各区域の面積、許容放流量等を記載する。
 - (3) コースレイアウト図に堰堤、沈砂池、貯水池、調整池等を明示し凡例をつける。
- 9 防災施設の詳細図（縮尺：任意）
 - (1) 沈砂池、貯水池、調整池等の各施設について、平面図、正面図及び側面図を作成する。
 - (2) (1) 以外の各施設については正面図、側面図を作成する。
 - (3) 切土、盛土の各最大部について横断面図を作成する。
 - (4) 地質調査結果を正面図に明示する。
- 10 排水施設計画平面図（造成計画平面図と同縮尺）
 - (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
 - (2) 各排水施設構造物を明記するとともに数量及び構造を記載する。
 - (3) 集水区域を明記するとともに各区域の面積、流量、洪水量等を記載する。
 - (4) 下流河川までの改修計画のある場合、それを明記するとともに数量及び構造を記載する。
 - (5) 汚水処理場、ポンプ場の位置を明示し凡例をつける。
- 11 排水施設の詳細図（縮尺：50 分の 1 以上 20 分の 1 以下）

排水施設の呑口、吐口の詳細図及び既設河川への取付詳細図。

12 空中写真

開発区域の境界、撮影年月日及び縮尺を明記する。

○太陽光発電設備

1 造成計画平面図（縮尺：2,500 分の 1 以上）

- (1) 開発区域の境界を赤色で、開発行為に係る森林の区域の境界を茶色で明示する。
- (2) 次の事項を色分けして凡例をつけること。
太陽光パネル、道路、擁壁、石積、堰堤、沈砂池、貯水池、調節池、残置森林、造成森林等。
- (3) 河川名、溪流名を記入する。
- (4) 造成計画断面図の測定位置を明記する。

2 造成計画断面図（縮尺：1,000 分の 1 以上）

- (1) 開発区域の境界を赤色で、開発行為に係る森林の区域の境界を茶色で明示する。
- (2) 残置森林及び造成森林を明示する。
- (3) 各段面の縦断面図（縦 200 分の 1、横 1,000 分の 1）に測点、距離、通加距離、地盤高、計画高、切土高、盛土高、勾配を明記する。
- (4) 横断面図は、縦横 500 分の 1 にて太陽光パネル等を明記するとともに残置森林及び造成森林を明示する。

3 切盛土計画平面図（造成計画平面図と同縮尺）

切土（黄色）、盛土（赤色）の施工区域を着色するとともに土量及び土の運搬方向を明示する。

4 道路計画平面図（縮尺：1,000 分の 1 以上）

次の事項を記載する。

計画道路の中心線、I P 及びその曲線に関する諸数値、BM の位置及びその数値、各種構造物の位置、凡例等。

5 道路縦断面図（縮尺：縦 100 分の 1、横 1,000 分の 1）

次の事項を記載する。

測点、距離、通加距離、地盤高、計画高、切取盛高量、勾配、縦断曲線に関する諸数値、各種構造物の名称及び形状寸法とその数値。

6 道路横断面図（縮尺：100 分の 1 以上）

- (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
- (2) 次の事項を記載する。
中心線及び地盤線、施工基面、路幅、側溝及び土工の法、擁壁及びブロック積の形状。
- (3) 残置森林及び造成森林について明示する。
- (4) 標準横断面図に舗装構成及び構造物、切土、盛土部の勾配を明示する。

7 道路構造物詳細図（縮尺：20 分の 1 以上）

正面図、側面図を作成する。

8 防災計画図（造成計画平面図と同縮尺）

- (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
- (2) 各防災施設の開発前、開発後の集水区域を明示するとともに各区域の面積、許容放流量等を記載する。
- (3) 計画図に太陽光パネル、堰堤、沈砂池、貯水池、調整池等を明示し凡例をつける。

9 防災施設の詳細図（縮尺：任意）

- (1) 沈砂池、貯水池、調整池等の各施設について、平面図、正面図及び側面図を作成する。
- (2) (1) 以外の各施設については正面図、側面図を作成する。
- (3) 切土、盛土の各最大部について横断面図を作成する。

10 排水施設計画平面図（造成計画平面図と同縮尺）

- (1) 開発区域の境界を赤色で明示する。
- (2) 各排水施設構造物を明記するとともに数量及び構造を記載する。
- (3) 集水区域を明記するとともに各区域の面積、流量、洪水量等を記載する。
- (4) 下流河川までの改修計画のある場合、それを明記するとともに数量及び構造を記載する。

11 排水施設の詳細図（縮尺：50 分の 1 以上 20 分の 1 以下）

排水施設の呑口、吐口の詳細図及び既設河川への取付詳細図。

12 空中写真

開発区域の境界、撮影年月日及び縮尺を明記する。

○土石等の採掘

1 採掘計画平面図（縮尺：500 分の 1 又は 1,000 分の 1）

- (1) 開発区域の境界を赤色で、開発行為に係る森林の区域の境界を茶色で明示する。
- (2) 次の事項を色分けして凡例をつける。
道路、擁壁、石積、堰堤、沈砂池、残置森林等。
- (3) 縦横断測点、基準とした BM（控杭）の位置及び標高。
- (4) 縦断面図、横断面図の測定位置を明示する。

2 縦断面図（縮尺：縦 100 分の 1 又は 200 分の 1、横は採掘計画平面図と同縮尺）

- (1) 開発区域の境界を赤色で、開発行為に係る森林の区域の境界を茶色で明示する。
- (2) 地盤高、掘削計画敷高ならびに掘削深を明記する。
- (3) その他根固天端線、工作物の位置等、可能な限り詳細に記載のこと。
- (4) 測点間隔は 2 0 m を原則とする。

3 横断面図（縮尺：200 分の 1 又は 500 分の 1）

- (1) 開発区域の境界を赤色で、開発行為に係る森林の区域の境界を茶色で明示する。
- (2) 測点地盤高ならびに掘削深を明記する。
- (3) 石積等の工作物について、その名称、規格寸法を図示する。
- (4) 各測点における切取断面図（小数点以下 1 位止）及び切取法面勾配を記載する。

4 災害防止に必要な施設計画図（縮尺：任意）

土石等の採掘に伴う土砂流出等の予想される災害防止に必要な施設計画図（堰堤、護岸、水路、沈砂池、編柵工等の計画平面図、構造図、仕様図等）を添付する。

5 土捨場図面

残土処理のある場合は、土捨場の位置図及び平面図、縦横断面図

6 緑化・植栽仕様図（縮尺：20 分の 1 以上）

法面緑化、樹木植栽の仕様図

7 現場写真

開発区域が全体的に観察できる現場写真とし、事業区域を点線で囲む。

8 採掘跡地利用計画平面図（採掘計画平面図と同縮尺）

次の事項を色分けして凡例をつける。

植栽区域、緑化区域、残置森林、沈砂池、水路、防護柵等。

Ⅲ 様 式

(森林法施行規則第 4 条の申請書の様式)

林 地 開 発 許 可 申 請 書

年 月 日

群馬県知事

宛て

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により、許可を申請します。

開発行為に係る森林 の所在場所	市 町 大字 字 地番 郡 村
開発行為に係る森林 の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定 年月日	
開発行為の完了予定 年月日	
開発行為の施行体制	
備考	

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として少数第 4 位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

(変更手続きの際に使用)

林 地 開 発 変 更 経 緯 表

区 分	当初許可	第1回 変更届	第1回 変更許可	今回変更内容	比較増減
許可・変更届 出年月日 (許可番号)					
事業区域面積	ha	ha	ha	ha	ha
開発行為を しようとする 森林面積	ha	ha	ha	ha	ha
開発行為に 係わる 森林面積	ha	ha	ha	ha	ha
残置森林面積 (残置森林率)	ha	ha	ha	ha	ha
造成森林面積 (森 林 率)	ha	ha	ha	ha	ha
防 災 施 設					

※ 本申請又は本届出までの全ての変更許可（届出を含む）の経緯を記載する。
比較増減は、直近許可対比とする。

様式第 1 号（規格 A 4 ・ A 3 ）（申請書目次 2 ）

地 番 明 細 表

1 土地の所在場所一覧表
（1）開発行為をしようとする森林
市町村名[]

[単位：ha]

土地登記簿			地目	面積	現況 地目	現況 面積	開 発 行 し と 面 積 ①＋②	所有者		用 地 を 使 用 す る 権 利 （ 取 得 済 ） の 種 類	排 除 を 要 す る 権 利 （全）		開 発 行 為 に 係 る 森 林 面 積 ①	残 置 森 林 面 積 ②	造 成 森 林 面 積 ③	備 考
所在場所											種 類	取得 状況				
大字	字	地番						氏名	住所							
計																

（2）開発行為をしようとするその他の土地（森林法第 5 条に定める地域森林計画対象民有林、保安林以外の土地）
市町村名[]

[単位：ha]

土地登記簿			地目	面積	現況 地目	現況 面積	開 発 行 し と 面 積 ①＋②	所有者		用 地 を 使 用 す る 権 利 （ 取 得 済 ） の 種 類	排 除 を 要 す る 権 利 （全）		開 発 行 為 に 係 る 土 地 の 面 積 ①	残 置 す る 土 地 の 面 積 ②	造 成 森 林 面 積 ③	備 考
所在場所											種 類	取得 状況				
大字	字	地番						氏名	住所							
計																

- （注） 1 「用地を使用する権利の種類（取得済み）」の欄は該当するものを記載する。
2 「排除を要する権利（全）」の「種類」の欄は該当するものを記載し、「取得状況」の欄は○又は×で明示する。
3 残置森林のうち 1 5 年生以下のものは備考欄に林齢を記入すること。ただし、工場・事業場、住宅団地の造成、土石等の採掘の場合は除く。
4 保安林は、（ ）外書きとする。
5 ③は、①の内数となる。
6 面積は、小数第 4 位まで記載する。
7 変更許可申請の場合、各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の 2 段書きとする。

用途別一覧表

[単位：ha]

区分 地目	筆数	面積	転用				造成森林				開発行為に係る森林面積	開発行為に係る土地面積	残置森林面積	残置する土地面積
		開発行為をしようとする面積			小計				小計					
(1) 開発行為をしようとする森林の用途別面積														
山林	筆													
保安林	筆													
小計 ④	筆	①+②+③				①				②	①+②		③	
(2) 開発行為をしようとするその他の土地の用途別面積														
小計 ⑤	筆	①'+②'+③'				①'				②'		①'+②'		③'
(3) 合計														
合計 (④+⑤)	筆													

- (注) 1 地目は、不動産登記法第14条に定める土地登記簿に登載されているものとする。
2 転用・造成森林の欄は、土石採取地、ゴルフ場用地、進入路用地等の例により記載する。
3 面積は、小数第4位まで記載する。
4 変更許可申請の場合、各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の2段書きとする。

2 変更の場合経緯のわかるものを添付する。

- 85 -

周辺地域における住宅農道 道路公園その他の施設の状 況					
当該森林の水源かん養機能 に依存する地域の水需用の 状況	・飲料水源及びその他の生活水源の有無 ・防火用水等に関する利用の有無 ・漁業関係施設の有無 ・水源に依存する農地の有無				
周辺地域の自然環境及び生 活環境の状況					
事業区域内の用地取得等の 状況		全 体		森 林	
		筆 数	人 数	筆 数	人 数
	所 有 権	筆	人	筆	人
	賃貸借等	筆	人	筆	人
	同 意 済	筆	人	筆	人
	未 同 意	筆	人	筆	人
	計	筆	人	筆	人
事業区域内の所有権以外の 権利についての同意状況		全 体		森 林	
		筆 数	人 数	筆 数	人 数
	同 意 済	筆	人	筆	人
	未 同 意	筆	人	筆	人
	計	筆	人	筆	人
隣接土地所有者の同意状況		筆 数		人 数	
	同 意 済	筆		人	
	未 同 意	筆		人	
	計	筆		人	

(注) 「森林」は地番明細表の1の(1)、また、「全体」は同表の1の(1)と(2)を合わせたものに係るものを指す。

※変更許可申請の場合、各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書(上段)の2段書きとする。

開発行為により影響を受ける者	影響を受ける者及び同意書等の有無及び同意年月日（森林組合・地区代表者・水利組合・土地改良区・漁業権を有するもの等）					
他法令等の許認可状況	（都市計画法・大規模条例、農地法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土石採取関係法、国有財産法、道路法、自然公園法、環境影響評価等）					
工区区分等の内容 （開発行為をしようとする区域でとらえる）	区 分	全体計画	期 別 計 画			
			第 1 期 (令 回)	第 2 期	第 期	第 期
	施設の規模					
	面 積					
工事施工者	住 所	TEL () -				
	氏 名					
周辺地域の森林施業に対する配慮						
周辺地域の住民の生活及び産業活動への配慮						
法令による登録等						
（注） 法令による登録等の欄は、宅地建物取引業法（昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号）による免許、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）による建設登録、採石法、砂利採取法による登録等について記載すること。						

※変更許可申請の場合、各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の 2 段書きとする。

事業経費内訳書		(単位：万円)
収 入		
種類又は名称	金 額	備 考
自己資金		
借入金		借入先等
その他		
計		
支 出		
費 目	金 額	備 考
用地取得費		立木補償費含
災害防止施設費		
土木工事費		
建築工事費		
公共施設費		
その他		
計		
(注) 1 各費目の内容は次に示すものとする。 (1) 災害防止施設費：調節池工事費、沈砂池工事費、擁壁工事費、排水工事費等 (2) 土木工事費：準備費、伐採・伐根工事費、土工事費、整地・造成工事費、張芝工事費、道路工事費、給水工事費、植栽工事費、付帯設備工事費、雑工事費等 (3) 建築工事費：クラブハウス新築工事費、管理棟他工事費等 (4) 公共施設費：県道拡幅工事費、下流河川改修工事費等 (5) その他：会員権販売経費、諸経費（事務費等）、予備費等 2 土石等の採掘の場合、支出の項目は「用地補償費」・「災害防止施設費」・「採掘費」・「その他」とすることができる。		

※変更許可申請の場合、各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の2段書きとする。

開発行為に関する計画書（2）

設計方針及び防災計画	工法	切土	盛土
	法面の勾配等	切土：（土質記入）（1： ）	最大切土高 m
		盛土：（土質記入）（1： ）	最大切土高 m
	小段の設置	切土：直高 m以内毎に幅 mの小段を設置	
		盛土：直高 m以内毎に幅 mの小段を設置	
	法面保護等	法面排水施設の設置（位置・規格等）、法面保護工（工法、施行時期等）	
	構造物の設置	擁壁等構造物の設置箇所・構造	
	土工量	切土量： m ³ （残土量： m ³ 土量計算の方法：	盛土量： m ³ 残土処理法（ ）
	防災施設等	流出土砂量の算定方法 防災施設（仮設）の工種、数量	
	雨水排水施設等	雨水流出量 算定式： 設置箇所： 設計降雨強度式 流出処理方法： （ 地区 年確率降雨）	
	洪水調節池 （洪水調整池）	設計降雨強度式： （ 地区 年確率降雨） 調節容量： m ³ 堆砂量： m ³ 農業用水量： m ³ その他： m ³ 洪水調節池箇所数： 構造の概要： ※数量の多い場合、別紙とする。	
防災施設の 維持管理方法	※開発行為の施行中及び開発完了後の維持管理方法について記載すること。		
水の確保	水量の確保		
	水質悪化の防止		
事業区域内に計画する森林等の内容	残置森林	残置森林に係る権利	（有・無）
		管理計画	
		位置	（周辺部・ホール間・団地間等）に配置する。
		幅	
	造成森林 （緑地を含む）	造成方法	表土の復元方法 造成森林の計画内容（樹高、密度、樹種）
		管理計画	
		位置	（周辺部・ホール間・団地間等）に配置する。
		幅	
	総合	保全管理の方法、協定等の名称、根拠法令等、管理予定者、景観の維持対策	

※変更許可申請の場合、各記載事項について変更前は黒書、変更後については朱書（上段）の2段書きとする。

工程表（進捗状況表）

[開発行為施行期間															ヵ月間]		構成比	進捗率	備考
工 種	年																		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	(%)	(%)					
準備																			
測量																			
伐採・伐根																			
防災工事																			
土工事																			
整地造成工事																			
張芝工事																			
排水工事																			
道路工事																			
給水工事																			
植栽工事																			
建築工事																			
土・石・砂利採掘工事																			
残整理																			
計										全体進捗率						%			

（注）1 本表は、工程表及び進捗状況表として使用し、開発行為施行期間は開発行為に係る工期を月単位で記載する。

（1）再開届及び期間延長届に添付の工程表として使用する場合は、変更前を黒書、変更後を朱書（上段）の2段書きとする。

（2）進捗状況表として使用する場合は、現在の許可内容を黒書、進捗状況を朱書（上段）の2段書きとする。

2 申請の開発行為が大規模かつ長期にわたる計画の一部である場合は、全体計画の工程表と期別の工程表を作成すること。

3 構成比及び進捗率は、事業費によること。

連絡先	申請者（担当者）	TEL（ ）－
	林地開発許可申請書作成の責任者	住 所 氏 名 TEL（ ）－

保証書

収入印紙

年 月 日

群馬県知事

宛て

連帯保証人 住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、その所在
地、名称及び代表者の氏名〕

連帯保証人 住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、その所在
地、名称及び代表者の氏名〕

〇〇〇〇（連帯保証人）は、◇◇◇◇（以下「開発事業者」という。）が、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定により林地開発許可（変更許可を含む。）を受け、下記による林地開発行為を行うにあたり、行為者が当該開発行為の遂行ができなくなった場合は、〇〇〇〇（連帯保証人）の責において、当該開発許可地を適正に森林へ復旧することを連帯して保証します。

記

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番地 郡 村 他 筆
開 発 行 為 に 係 る 森林の土地の面積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	

- （注） 1 連帯保証人の印鑑証明書を添付のこと。
2 採石工業組合が連帯保証人の場合、これを1名とすることができる。
3 面積は小数第4位まで記載する。
4 開発事業者と同一の代表取締役を有する法人は連帯保証人にならないものとする。

工事誓約書

年 月 日

群馬県知事

宛て

私は、〇〇〇〇（開発事業者）が、△△△△（開発行為場所）において行う◇◇◇◇（開発行為の目的）にあたっては、下記のことについて責任を負うことを誓約します。

記

- 1 群馬県の指導に従い、誠実に開発に係る工事を完成させること。
- 2 万一、工事を中断せざるを得ない事態に至った場合には、群馬県の指導に従い、防災及び当該森林の適正な復旧等必要な措置を講ずること。

工事施工者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、その所在
地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日

群馬県知事

宛て

開発事業者 住所

氏名

〔法人にあつては、その所在
地、名称及び代表者の氏名〕

残置森林等の保全に関する協定について
このことについて、別添（写し）のとおり締結しました。

（注）協定書写添付

残置森林等の保全に関する協定書

〇〇〇〇（開発行為をしようとする区域を含む地方公共団体名を記入。以下「甲」という。）と、開発事業者□□□□（開発事業者名を記入。以下「乙」という。）は、△△市・町・村大字△△字△△ 〇〇番地 外〇筆（開発行為場所を記入。）において計画している◇◇◇◇（開発事業名を記入。）において、残置又は造成する森林（以下「残置森林等」という。）について、下記のとおり協定を締結する。

記

第1 乙は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の当該許可に係る開発事業計画書に基づき、残置森林等の維持管理にあたっては、当該地域森林計画に定められた施業要件に従って適切な保全を図るものとし、残置森林等の維持管理計画書（別記様式）を開発行為完了時に群馬県知事に提出する。

第2 前項の規定は、当該地域が地域森林計画の対象外となった場合にも準用するものとする。

第3 乙は、残置森林等に係る権原を他に譲渡しないものとする。ただし、やむを得ず譲渡する場合は、あらかじめ甲に協議し了解を得るものとし、この協定事項を譲受人に承継する。

*その他必要な事項を追加すること。

*別荘地の造成・住宅団地の造成以外の場合にこの様式を用いる。

年 月 日

甲

印

乙 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、その所在
地、名称及び代表者の氏名〕

残置森林等の保全に関する協定書（別荘地の造成・住宅団地の造成）

〇〇〇〇（開発行為をしようとする区域を含む地方公共団体名を記入。以下「甲」という。）と、開発事業者□□□□（開発事業者名を記入。以下「乙」という。）は、△△市・町・村大字△△字△△ 〇〇番地 外〇筆（開発行為場所を記入。）において計画している◇◇◇◇（開発事業名を記入。）において、残置又は造成する森林（以下「残置森林等」という。）について、下記のとおり協定を締結する。

記

第1 乙は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の当該許可に係る開発事業計画書に基づき、残置森林等の維持管理にあたっては、当該地域森林計画に定められた施業要件に従って適切な保全を図るものとし、残置森林等の維持管理計画書（別記様式）を開発行為完了時に群馬県知事に提出する。

第2 前項の規定は、当該地域が地域森林計画の対象外となった場合にも準用するものとする。

第3 乙は、残置森林等に係る権原を他に譲渡しないものとする。ただし、やむを得ず譲渡する場合は、あらかじめ甲に協議し了解を得るものとし、この協定事項を譲受人に承継する。

第4 乙は、別荘分譲に際して、建ぺい率30%以内とすることを条件として売買契約を締結するものとする。

第5 乙は、別荘分譲にあたっては、その期間並びに売買契約条項を甲に届け出るものとする。

*その他必要な事項を追加すること。

年 月 日

甲 印

乙 住 所
氏 名 印

〔法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名〕

(別記様式)

残置森林等の維持管理計画書

年 月 日

群馬県知事 宛て

開発事業者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

林地開発行為が完了したので、下記の残置森林等の維持管理計画により、残置森林の整備及び造成森林の保育等を行います。

記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日 群馬県指令○第○○-○号
- 2 開発行為に係わる森林の所在場所
- 3 開発行為の目的及び名称
- 4 維持管理計画
 - (1) 残置森林
(残置森林の保護や除間伐等の保育計画について記載)
 - (2) 造成森林
(補植や下刈り等の保育計画について記載)

(注) 1 市町村森林整備計画に基づく維持管理計画であること。

当該開発行為により影響を受ける者の同意書（地区代表者用）

開発事業者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

開発行為の目的

開発行為に係る
森林の所在場所

上記に係る開発行為の施工について、地区代表者として異議なく同意します。

同意年月日	同意権者の住所、氏名及び連絡先		
	自治会名		
	住 所	市町村（大字）	番地
	氏 名	印	
	電話番号		

※同意内容について群馬県が確認を行う場合があります。

電話番号欄は、平日の昼に連絡がとれる番号を記載してください。

当該開発行為により影響を受ける者の同意書（水利権者用）

開発事業者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

開発行為の目的

開発行為に係る
森林の所在場所

上記に係る開発行為の施工について、水利権者として異議なく同意します。

同意年月日	同意権者の住所、氏名及び連絡先 (法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)	
	住 所	市町村（大字） 番地
	氏 名	印
	電話番号	

※同意内容について群馬県が確認を行う場合があります。

電話番号欄は、平日の昼に連絡がとれる番号を記載してください。

放流に関する同意書

開発事業者 住 所
氏 名 印
(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

開発行為の目的

開発行為に係る
森林の所在場所

上記の開発行為に係る排水を放流することに同意します。

記

- 1 放流場所
- 2 河川等の名称
- 3 放流水の種類

同意年月日	同意権者の住所、氏名及び連絡先 (法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)		
	住 所	市町村（大字）	番地
	氏 名	印	
	電話番号		

※同意内容について群馬県が確認を行う場合があります。
電話番号欄は、平日の昼に連絡がとれる番号を記載してください。

土地所有者等関係権利者の同意書

開発事業者 住 所
氏 名

印

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

開発行為の目的

上記に係る開発行為の施工について次の土地を使用されることについては、異議なく同意します。

土地の所在場所	権利の種類	同意年月日	権利者の住所氏名	印

- （注） 1 土地の所在場所は地番まで記入すること。
2 権利の種類は、所有権・賃借権・地上権・抵当権等の別に記入すること。
3 1筆に係る所有が共有である場合には、別紙に共有者名簿を添付しそれぞれ押印すること。

隣接土地所有者の同意書

開発事業者 住 所
氏 名 印
(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

開発行為の目的

開発行為に係る
森林の所在場所

上記に係る開発行為の施工について隣接地の所有者として、異議なく同意します。

権利の種類	同意年月日	同意権者の住所、氏名及び連絡先 (法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)	
		住 所	市町村（大字） 番地
		氏 名	印
		電話番号	

※同意内容について群馬県が確認を行う場合があります。

電話番号欄は、平日の昼に連絡がとれる番号を記載してください。

隣接同意に係る土地の所在場所	地 目	摘 要
市町村(大字) 字 番地		

- (注) 1 「開発行為に係る森林の区域」に隣接する事業区域外の土地について作成する。
2 本書は、所有者ごとに作成するものとする。
3 1筆に係る所有が共有である場合には、別紙に共有者名簿を添付しそれぞれ押印すること。

共有者名簿

氏名	住所	持ち分	同意年月日	押印	摘要